# R８利根川ダム管内放流警報設備他更新工事
# 特記仕様書

令和８年４月

国土交通省関東地方整備局
利根川ダム統合管理事務所

## 第１章　総則

### 第１条　適用

１．　この特記仕様書は、電気通信設備工事共通仕様書（令和８年３月改定）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．　この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．　この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．　本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

### 第２条　主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

### 第３条　主任技術者等の専任期間

１．　契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．　契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．　主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

### 第４条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

１．　本工事において、建設業法第２６条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）

（１）各工事の請負金額が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。

（２）工事現場間の距離は、１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内であること。

（３）下請次数は３次までであること。

（４）現場に連絡員（※）を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者であること。

（５）施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。

（６）人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。

（７）現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。

（８）監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は２件までであること。なお、専任特例２号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

２．　現場の安全管理体制について、平成７ 年４ 月２１ 日付基発第２６７ 号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．　本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．　本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第１項（３）～（６）について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。

５．　本工事において、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第５条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．　本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件ま

でとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内、新潟県内又は福島県内のいずれかの工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．　現場の安全管理体制について、平成７年４月 21 日付基発第 267 号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．　本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．　本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．　本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第６条　現場代理人

現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成 22 年９月６日付け国地契第 20 号）による。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第７条　設計製作体制等

本工事の設計製作体制等については、受注者自らの体制、ならびに設備の製作を他社に委託する場合の体制を下記の様式に記載し、契約後速やかに監督職員に提出し、完成図書に綴るも

のとする。

1．設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制（別紙－２）

2．障害時の支援体制、保守部品の供給体制ならびに発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制（別紙－３）

第８条　コリンズ（CORINS）への登録

1．　工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

2．　受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3．　技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

4．　共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　群馬県利根郡みなかみ町綱子 461-3

緯度　36°48’08”　経度　138°59’55”

終点　群馬県渋川市北橘町分郷八崎字鬼ヶ島 1-2

緯度　36°28’45”　経度　139°01’49”

5．共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、利根川ダム統合管理事務所管内における放流警報設備及び放流警報表示設備の更新を行うものである。

6．共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

| 業務名 | テクリス番号 |
|---|---|
| Ｒ７利根川ダム管内放流警報設備他設計業務 | 4059329187 |

第９条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第１０条　調査・試験に対する協力

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

（１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事 においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は利根川ダム統合管理事務所のホームページにより公表する。

（４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料（別紙様式－０）は以下のとおり。

| 資料名 | 内　　訳 |
|---|---|
| 低価格理由とその詳細 | 当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料 |
| 比較表－１ | 積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表 |
| 比較表－２ | 積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表 |
| 比較表－３ | 元請の手持ち資材の当初と実績の比較表 |
| 比較表－４ | 元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表 |
| 比較表－５ | 手持ち機械の当初と実績の比較表 |
| 比較表－６ | 労務者確保計画の当初と実績の比較表 |
| 比較表－７ | 工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表 |
| 比較表－８ | 建設副産物の搬出の当初と実績の比較表 |
| 諸経費動向調査(工事費) | 元請、下請の工事費内訳 |

第１１条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－６）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１２条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１３条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・　工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev.5.7）令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供

者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

（１） 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

（２） サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

（３） （２）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１４条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」

（https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１５条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第１６条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第１７条　契約内容変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

（１）　本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

（２）　受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第１８条　設計図書の変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第１９条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２０条　施工場所

本工事の施工場所は、以下の通りとする。

群馬県利根郡みなかみ町綱子 461-3　綱子放流警報所　外８箇所

（内訳）

１．群馬県利根郡みなかみ町大穴見堂 24-1　大穴放流警報所

２．群馬県利根郡みなかみ町湯原地先　楓橋放流警報所

３．群馬県利根郡みなかみ町上牧前田丙 2149　上牧放流警報所

４．群馬県利根郡みなかみ町小川字下河原地先　下河原放流警報所

５．　群馬県利根郡 みなかみ町下牧諏訪沢 1134　下牧放流警報所
６．　群馬県沼田市下川田町 62-1　鷺石橋放流警報所
７．　群馬県渋川市赤城町宮田字悪戸 422-2　宮田放流警報所
８．　群馬県渋川市北橘町分郷八崎字鬼ヶ島 1-2　分郷八崎放流警報所

第２１条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和７年度版）及び、国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（令和６年３月改定）によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）及び、国土交通省電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和８年３月改定）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第２２条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア, （一社）施工管理ソフトウェア産業協会, <https://www.jcomsia.org/kokuban>.

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

第２３条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１） 洋式（洋風）便器

（２） 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３） 臭い逆流防止機能

（４） 容易に開かない施錠機能

（５） 照明設備

（６） 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７） 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８） 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９） サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

（１０）鏡と手洗器
（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
【推奨する仕様、付属品】
（１２）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
（１３）擬音装置（機能を含む）
（１４）着替え台
（１５）臭気対策機能の多重化
（１６）室内温度の調整が可能な設備
（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

３．その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第２４条　工事中の安全確保

１．　工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
Ⅶ．事故防止

２．　受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

（１） 労働安全衛生法第 19 条の２に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
（２） 労働安全衛生法第 60 条の２に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運

転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

（３） 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３． 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４． 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５． 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、鷺石橋放流警報所は１箇所２人（うち有資格誘導員１人）、それ以外は１箇所２人（うち有資格誘導員０人）とし、計９箇所計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

６． 施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第２５条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１） 真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２） 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。
なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３） 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４） 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５） 真夏日率

以下の式により算出された率をいう

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６） 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第２６条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・ 直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・ 直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・ 認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・ 紛失等による認定書の再発行は行わない。

・ 「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第２７条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）１名以上を充て、他は経験１年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２８条　路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第２９条　架空線等事故防止対策

１．　施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

２．　現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等をとりまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

３．本工事区間に近接する架空線等上空施設の想定はないが、現地調査等により、当該施設が確認された場合も同様に扱うものとする。

４．架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成２８年１２月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

（https://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html）

第３０条　特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものと

し、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第３１条　環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年３月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第３２条　交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第３３条　現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとする。

第３４条　工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－７により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年３月 26 日まで

※　契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変

更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第３５条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第３６条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３７条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．　受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している

期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、当日の施工場所に最も近い観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第３８条　個人情報の取扱について

１．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２．秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３．取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４．利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５．複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６．再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

７．事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又

は解除された後においても同様とする。

８．　資料等の返却等

（１）　受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－４）を発注者に提出しなければならない。

（２）　前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

９．　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することがで　きる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

１０．　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

１１．　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３９条　セキュリティに関する事項

１．機密保持の厳守

受注者は、施工上知り得た機密情報を、施工のために知る必要のある受注者に属する者及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、工期中はもとより、工事完成後においても有効に存続するものとする。

２．ポリシーの遵守

受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシー並びに受注者の自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

また、発注者の保有する情報セキュリティポリシー及び、これに付随する資料については、その内容を秘密にしなければならない。

３．損害賠償責任

受注者の責によりコンピュータウィルス等により発注者の保有するデータ及びﾈｯﾄﾜｰｸに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、受注者の費用負担をもって原状回復を行うものとする。

なお、損害賠償の範囲については発注者と受注者で協議して定めるものとする。

第４０条　施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

| 作業区間 | 施工区間 | 作業時間 |
|---|---|---|
| 昼間作業 | 本工事における全ての工事 | ８：30　～　17：15 |

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第４１条　新技術の活用（新技術の定義）

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①　技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②　公共工事等において実用段階に達している技術

③　当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④　実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

（１）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　https://www.netis.mlit.go.jp

（２）NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

（３）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

（４）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第４２条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第 42 条　新技術の活用（新技術の定義）３．対象とする新技術に示す（１）～（４）の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第 42 条　新技術の活用（新技術の定義）３．対象とする新技術に示す（１）～（４）のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第４３条　建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

（１）段階確認・材料確認、立会での確認

①　受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②　確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする

（３） 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４） 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５） フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６） 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７） 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和７年 12 月 12 日（国不建第 121 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

（８） 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第４４条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

| | 工事実施状況 | 出来形 | | 品質 | | 出来ばえ | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 書類 | 書類 | 実地 | 書類 | 実地 | 書類 | 実地 |
| 完成検査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 中間技術検査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 既済部分検査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 完済部分検査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

3．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4．実施内容

（1） 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2） 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3） 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４） 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５） 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６） 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和７年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第４５条　契約後ＶＥ方式

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

１． 受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２． 以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

（１） 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

（２） 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

（３） 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３． 受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－１～４)に記載し、発注者に提出しなければならない。

（１） 設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

（２） ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

（３） ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

（４） 発注者が別途発注する関連工事との関係

（５） 工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（６） その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

４． 発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

５． 受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

６． ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

７． 提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

８．　ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

９．　ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

１０．　前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

１１．　前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の５に相当する金額(以下「ＶＥ管理費」という。)を削減しないものとする。

１２．　ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

１３．　評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

１４．　発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第４６条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第〇条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第４７条　総価契約単価合意方式について

１．　本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である

（共通仕様書第３編３－１－１－１の適用）

２．　共通仕様書第３編３－１－１－１第２項、第６項及び第７項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第３条第１項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

（合意単価の公表）

３．発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

## 第２章　共通設備工

### 第４８条　撤去品等の処理

１．既設設備の撤去品については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令により適切に処理するものとする。

２．産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、受注者の責において管理表を交付するものとする。また、その写しを監督職員に提示すること。

### 第４９条　工事完成図書の納品

１．　本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和５年３月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】（令和６年３月）」を参考とするものとする。

２．　本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．　成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第５０条　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

| | |
|---|---|
| ①施工計画書 | ⑥出来形管理図表 |
| ②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。） | ⑦品質管理図表 |
| ③工事打合せ簿（協議） | ⑧品質規格証明資料 |
| ④工事打合せ簿（提出） | ⑨品質証明書 |
| ⑤工事打合せ簿（承諾） | ⑩工事写真 |

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第５１条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

## 第３章　電子応用設備

第５２条　機器の確認

下記の機器の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

| 区分 | 確認機器名 | 摘要 |
|---|---|---|
| 放流警報設備 | 放流警報局　屋外自立筐体 | |
| 放流警報表示設備 | 放流警報表示板 | |

第５３条　機器仕様

本工事の機器仕様書は、別添－１「放流警報設備　機器仕様書」別添－２「放流警報表示設備機器仕様書」によるものとする。

ただし、現場条件等により変更が必要となった場合は、監督職員と協議を行い設計変更の対象とする。

第５４条　段階確認

受注者は、共通仕様書によるもののほか、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。

| | 細別 | 施工段階（確認時期） |
|---|---|---|
| 機器製作<br>放流警報設備<br>放流警報表示設備 | 機器製作に関する仕様書・設計図等の作成 | 機器製作仕様書・機器製作設計図等の提出時 |
| | 工場内での機器製作 | 機器製作後の工場内試験成績書提出時 |
| 総合調整<br>放流警報設備<br>放流警報表示設備 | 現地での単体・総合調整 | 各設備の単体調整及び総合調整後の現地試験成績書提出時 |
| 耐震施工 | 機器据付に関するアンカーボルト等の選定強度計算 | 耐震基準による強度検討資料の照査結果の提出時 |
| | アンカーボルト施工作業手順 | アンカーボルト施工についての作業手順書提出時 |
| | 耐震施工状況 | 引張試験成績書提出時 |

第５５条　材料の見本又は資料、試験及び検査

工事材料において必要な見本又は資料の提出及び検査は、下表の通りとする。

| 材料名 | 見本提出 | 検査 | | 適用 |
|---|---|---|---|---|
| | | 品質 | 数量 | |
| 配線各種 | | | ○ | |

第５６条　一般施工

１．調整に当たっては、熟練した技術者等により機器本来の性能を十分に発揮できるよう入念に行わなければならない。

２．上記技術者等は、工場又は事業所等から派遣するものとする。

３．本工事の施工に伴い、既設設備に影響を与えるおそれがある場合は、対象となる設備の現況とその施工に伴う影響への対処方法について、事前に監督職員と協議し、適切な対策を施すものとする。

　また、本工事の施工により既設設備に異常が発生した場合には、直ちに監督職員へ報告するとともに、必要な処置を施すものとする

４．本工事に伴う現用設備の停止は、できるだけ短時間且つ最小限の回数となるように考慮するものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

５．行程等については監督職員と十分な打ち合わせを行い、ダム管理業務に支障をきたさないように施工するものとする。

第５７条　耐震施工

１．耐震固定架台の据付にあたっては、共通仕様書第１編第３章第１節3-1-1-４に基づき、以下に示すあと施工アンカーボルト全数に対して引張試験を実施するものとする。

２．あと施工アンカーボルトを使用する場合、「アンカーボルト施工作業手順書」については、「あと施工アンカーボルト設計・施工要領（案）同解説（令和７年４月）」に基づき作成するものとする。

第５８条　据付調整

１．本工事で使用する機器の据付については、共通仕様書に基づき万全な耐震対策を施するものとする。

２．ケーブルの敷設にあたっては、整然と施工し、各ケーブルについては行き先、線種等を明示するものとする。なお、他の配線との誘導障害についても十分考慮するものとする。

３．機器の据付及び配線完了後、機器の単体調整及び総合調整を行い、機器仕様書に記述された機能の確認を行うものとする。

第５９条　設備設置作業の制限

１．ダムにおける洪水期である７月１日から９月３０日の期間においては、設備停止を伴う作業を行ってはならない。

２．既設機器から新設機器への切り替え作業にあたっては、全機能停止期間を最短とするための措置を事前に監督職員と協議し、作業工程について監督職員の承諾を得たうえで実施するものとする。

３．一部機能が停止する場合であっても、片系ずつの切り替えや保守設定による欠測補完など、可能な限り機能維持を考慮するものとする。

４．機能停止を伴う作業工程予定日に急きょゲート操作等のダム運用が想定される場合は、監督職員と協議のうえ工程変更（延期）を行うものとする。

## 第４章　その他

第６０条　電気通信施設資産管理用データの作成

本工事は、電気通信施設資産管理用データ作成の対象工事である。

以下に示すとおりデータを作成し、本工事完成時までに電子媒体により監督職員に１部提出するものとする。

なお、データ作成に必要となる「電気通信施設ＤＢ（ＥＴＡシステム登録用）データ作成要領（案）（受注者用）」及び施設台帳（記入様式）は、契約締結後に受注者に配付するものとする。

１．提出データ

（１） 施設情報（記入様式）

（２） 写真（全体、銘板、設置状況等、各装置３枚程度）

２．提出方法

データは、提出前にウイルスチェックを行うものとし、任意のウイルス対策ソフトで、ウイルスパターンが最新化されたものを使用する。

電子媒体には、「使用したウイルス対策ソフト名」「ウイルス定義年月日またはパターンファイル名」「チェック年月日（西暦表示）」を明記するものとする。

第６１条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第６２条　地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

① 気象庁地震計で震度４の地震が発生した場合。

イ） 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ） 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

② 気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第６３条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

明示項目及び明示事項

| 明示項目 | 明示事項 | 記載条項 |
|---|---|---|
| 工程関係 | □ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。<br>□ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。<br>□ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。<br>□ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。<br>■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。<br>□ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。<br>□ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。 | 第３４条 |
| 用地関係 | □ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。<br>□ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。<br>□ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。<br>□ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 | |
| 公害関係 | □ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。<br>□ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。<br>□ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。<br>□ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。 | |
| 安全対策関係 | □ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。<br>□ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。<br>□ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。<br>□ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。<br>□ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。 | |
| 工事用道路関係 | 一般道路を搬入路として使用する場合<br>□ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。<br>□ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。<br>仮道路を設置する場合。<br>□ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。<br>□ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。<br>□ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。 | |
| 仮設備関係 | □ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。<br>□仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法<br>□仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。 | |

| 明示項目 | 明示事項 | 記載条項 |
| --- | --- | --- |
| 建設副産物関係 | □ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。<br>□ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。<br>□ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。<br>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。 | |
| 工事支障物件等 | □ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。<br>□ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。 | |
| 薬液注入関係 | □ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。<br>□ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。 | |
| 電気通信設備関係 | □設備の耐震施工に対する事前の協議内容、設置方法、条件等に指定がある場合は、その内容。 | |
| その他 | □ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。<br>□ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。<br>□ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。<br>□ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。<br>□ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。<br>□ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。<br>□ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。<br>□ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。<br>□ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。 | |

別紙ー2（完成図書用）

設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制
（工事名：R8利根川ダム管内放流警報設備他更新工事）

会社名：〇〇〇㈱

| 項　　目 | | 記載する内容 |
|---|---|---|
| 設計管理 | 設計管理担当部署（自社） | 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |
| | 設計管理担当部署（委託先） | 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |
| 工程管理 | 工程管理担当部署（自社） | 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |
| | 工程管理担当部署（委託先） | 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |
| 検査・試験 | 検査・試験担当部署（自社） | 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |
| | 検査・試験担当部署（委託先） | 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |
| 製作場所 | 製作工場又は製作部署（自社） | 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |
| | 製作工場又は製作部署（委託先） | 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |

※　主たる設備について記載すること。（主たる設備とは、入札説明書の競争参加資格（4）の同種工事の設備で本工事に該当する設備を言う）

※　各体制については自社の担当部署及びその所在地（詳細な住所）、電話番号を記載すること。

※　製作を他社に委託した場合は、各体制について自社及び委託先の担当部署及びその所在地、電話番号を記載すること。

※　委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後に各体制を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

別紙－3（完成図書用）

本工事における障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに
発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制
（工事名：R8利根川ダム管内放流警報設備他更新工事）

会社名：〇〇〇㈱

| 項　　目 | | 記載する内容 |
|---|---|---|
| 障害時の支援体制 | 障害時の支援担当部署（自社） | 住　所：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |
| | 障害時の支援担当部署（委託先） | 住　所：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |
| | 24時間連絡体制の有無 | 有り・無し |
| 保守部品の供給体制 | 保守部品の供給担当部署（自社） | 住　所：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |
| | 保守部品の供給担当部署（委託先） | 住　所：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |
| | 保守部品の保管場所（自社） | 住　所：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |
| | 保守部品の保管場所（委託先） | 住　所：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |
| 技術的内容の問い合わせ対応体制 | 技術的内容の問い合わせ担当部署（自社） | 住　所：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |
| | 技術的内容の問い合わせ担当部署（委託先） | 住　所：〇〇県〇〇市〇〇町<br>名　称：〇〇〇〇〇〇<br>電話番号：00−0000−0000 |

※　各体制は自社の担当部署及び所在地（詳細な住所）、電話番号を記載すること。
※　各体制について他社に委託した場合は、委託先について記載すること。
※　委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後にその所在地を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

別紙－４

# 証明書

工事名：Ｒ８利根川ダム管内放流警報設備他更新工事

受 注 業 者：

証　明　者：

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

# 概略工事工程表
# 工事名：Ｒ８利根川ダム管内放流警報設備他更新工事

別紙－５

| 工　種 | 単位 | 数量 | 令和8年 | | | | | | | 令和9年 | | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | １０月 | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 | |
| 準備・調査 | 式 | 1 | | | | | | | | | | | 準備・調査　30日間 |
| 機器製作（放流警報設備） | 式 | 1 | | | | | | | | | | | １５０日間 |
| 機器製作（放流警報表示設備） | 式 | 1 | | | | | | | | | | | １８０日間 |
| 放流警報設備設置撤去工 | 式 | 1 | | | | | | | | | | | ３０日間(1pt) |
| 放流警報表示設備設置撤去工 | 式 | 1 | | | | | | | | | | | １０日間(1pt) |
| 後片付け | 式 | 1 | | | | | | | | | | | ２０日間 |
| 制約条件　夏季休暇・年末年始 | | | | | | | | | | | | | 8月中旬<br>12月下旬～1月上旬 |

余裕期間 ※任意で設定可能

《余裕期間制度（フレックス）の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

| 番号 | 低価格理由 | 低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容 |
|---|---|---|
| ① | 資材費の低減 | 生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7％引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入 |
| ② | | |
| ③ | 機械経費の低減 | 自社保有の建設機械車両（全100台）を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。 |
| ④ | | |
| ⑤ | 作業効率の向上 | 現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上がりの床堀作業。 |
| ⑥ | 下請業者の協力 | 施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。 |
| ⑦ | 経費の低減 | 冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。 |
| ⑧ | 現場管理費の低減 | パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。 |
| ⑨ | 安全資機材の低減 | 安全標識類を所有している。 |
| ⑩ | 本支店経費の低減 | 役員報酬、事務員給料を未計上。 |
| ⑪ | | |
| ⑫ | 受注実績の取得 | 国交省発注工事の受注実績の取得 |
| ⑬ | | |
| ⑭ | その他 | 作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上 |

別紙様式－０－２

【比較表－1】

# 積 算 内 訳 書 の 比 較 表

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 記 入 要 領 | 1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。<br>2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。<br>3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。<br>4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。<br>5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。 | | | | | | | | | | | |
| 工 事 名 | ○○道路改良工事 | | | | | | | | | | | |
| 工事区分・工種・種別 | 単位 | 入 札 時 | | | | | 工 事 完 成 時 | | | | | 備 考 |
| | | 官積算(予定価格)※ | | 元請(当初予定) | | 元請/官積(%) | 元請(完成時実績) | | 官積算(最終)※ | | 元請/官積(%) | |
| | | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 | | |
| 道路土工 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| 地盤改良工 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| 法面工 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| カルバート工 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| 排水構造物工 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| 構造物撤去工 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| 仮設工 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| 直接工事費 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| 共通仮設費 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| 共通仮設費 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| 純工事費 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| 現場管理費 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| 工事原価 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| 一般管理費 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| 基礎工 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 工事価格 | 式 | 1 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | |

別紙様式－０－３

【比較表－2】

内 訳 書 に 対 す る 明 細 書 の 比 較 表

| 記 入 要 領 | 1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。<br>2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。 |
|---|---|
| 工 事 名 | ○○道路改良工事 |

| 工事区分・工種・種別・細別 | 単位 | 入 札 時 | | | | | | 工 事 完 成 時 | | | | | | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 官積算(予定価格)※ | | | 元請(当初予定) | | | 元請(完成時実績) | | | 官積算(最終)※ | | | |
| | | 数量 | 単価 | 金額 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量 | 単価 | 金額 | |
| 道路土工 | 式 | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | |
| 掘削工 | 〃 | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | |
| 掘削(土砂) | m3 | 39,300 | | | 39,300 | | | 35,800 | | | 1 | | | |
| 掘削(軟岩) | 〃 | 2,250 | | | 2,250 | | | 0 | | | 1 | | | |
| 路体盛土工 | 式 | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 36 | | | |
| 路体(流用土) | m3 | 4,100 | | | 4,100 | | | 10,600 | | | 14 | | | |
| 法面整形工 | 式 | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 30 | | | |
| 法面整形(切土部) | m2 | 5,920 | | | 5,920 | | | 5,010 | | | 9 | | | |
| 法面整形(切土部) | 〃 | 250 | | | 250 | | | 0 | | | 1 | | | |
| 法面整形(盛土) | 〃 | 330 | | | 330 | | | 160 | | | 11 | | | |
| 地盤改良工 | 式 | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | |
| 安定処理工 | 〃 | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | |
| 基礎安定処理 45kg/m3 | m2 | 1,000 | | | 1,000 | | | 0 | | | 1 | | | |
| 〃 53. 6kg/m3 t=0.5m | 〃 | 0 | | | 0 | | | 115 | | | 1 | | | |
| 〃 53. 6kg/m3 t=0.8m | 〃 | 0 | | | 0 | | | 785 | | | 2 | | | |
| 路体安定処理 30kg/m3 | m3 | 4,100 | | | 4,100 | | | 0 | | | 2 | | | |
| 路体安定処理 33kg/m3 | m3 | 0 | | | 0 | | | 13,100 | | | 200 | | | |

別紙様式－０－４

【比較表－３】

手持ち資材の比較表（主要資材）

| 記入要領 | 1) 手持ち資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材を記入する。<br>2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入して下さい。<br>3) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。<br>4) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価欄は、主要資材相当品のみを記入する。<br>5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。 |
|---|---|
| 工事名 | ○○道路改良工事 |

| 品名 | 規格・型式 | 単位 | 使用工種等 | 入札時（当初の予定） | | | | 工事完成時（実績） | | | | 官単価※（最終） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 手持ち数量 | 単価 | 本工事での使用予定量 | 不足数量の手当方法 | 手持ち数量 | 単価 | 本工事での使用量 | 不足数量の手当方法 | | |
| 型枠用合板 | 1800＊900＊12 | 枚 | 排水構造物工 | 300 | | 70 | | | | 80 | | 5,594 | 市場単価 |
| 敷鉄板 | 5尺＊20尺 | 〃 | 土工 | 50 | | 50 | | | | 100 | | 0 | |
| ロードマット | 3000＊2400 | 〃 | 〃 | 54 | | 50 | | | | 40 | | 0 | |
| 〃 | 1500＊4000 | 〃 | 〃 | 80 | | 50 | | | | 0 | | 0 | |
| 縞鋼板 | 1350＊5000 | 〃 | 〃 | 60 | | 30 | | | | 0 | | 0 | |
| 再生材 | RC-40 | $m^3$ | 排水構造物工 | 100 | | 69 | | | | 55 | | 3,750 | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

別紙様式－０－５

【比較表－４】

# 資材購入先一覧（主要資材）の比較表

| 記入要領 | 1)「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等<br>2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。<br>3) 総額で値引きし、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。<br>4) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。<br>5) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。<br>6) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。 |
|---|---|

| 工事名 | ○○道路改良工事 |
|---|---|

| 工種種別 | 品名規格 | 単位 | 入札時(当初の予定) | | | | | 工事完成時(実績) | | | | | ※官単価(最終) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 数量 | 単価 | 購入先名 | | | 数量 | 単価 | 購入先名 | | | | |
| | | | | | 業者名 | 所在地 | 入札者との関係 | | | 業者名 | 所在地 | 入札者との関係 | | |
| 生コンクリート | 18－8－40 | $m^3$ | 61 | 13,000 | ○○生コンクリート | ○○町△△ | 同族会社 | 58 | 13,000 | ○○生コンクリート | ○○町△△ | 同族会社 | 16,100 | |
| 生石灰 | | t | 184.5 | 14,500 | △△セメント商事 | ○○市□□町 | 協力会社 | 544 | 14,500 | △△セメント商事 | ○○市□□町 | 協力会社 | 16,500 | |
| セメント系固化剤 | タフロック3E | 〃 | 65 | 9,500 | 〃 | 〃 | 〃 | 60 | 9,500 | 〃 | 〃 | 〃 | 11,400 | |
| コンクリート2次製品 | BOX600＊600 | 本 | 18 | 49,500 | (株)□□□ | ○○市△△町 | 〃 | 10 | 49,500 | (株)□□□ | ○○市△△町 | 〃 | 80,200 | 市場単価 |
| 〃 | BF300＊2000 | 〃 | 290 | 2,100 | 〃 | 〃 | 〃 | 185 | 2,100 | 〃 | 〃 | 〃 | 2,936 | |
| 〃 | BF400＊2000 | 〃 | 59 | 3,360 | 〃 | 〃 | 〃 | | 0 | | | | 0 | |
| 〃 | BF500＊2000 | 〃 | 51 | 4,530 | 〃 | 〃 | 〃 | 21 | 4,530 | 〃 | 〃 | 〃 | 6,040 | |
| 〃 | BF600＊2000 | 〃 | 113 | 5,520 | 〃 | 〃 | 〃 | 44 | 5,520 | 〃 | 〃 | 〃 | 7,400 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

別紙様式－０－６

【比較表－５】

手持ち機械の比較表（主要機械）

| 記人要領 | 1) 本様式には、主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入して下さい。<br>2) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。<br>3) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要機械相当品(各機械経費が工事費の約0.3%以上の機器)のみでよい。<br>4) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。 |
|---|---|

| 工事名 | ○○道路改良工事 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 機械名称 | 規格・型式・能力・年式 | 単位 | 入札時（当初の予定） | | | | 工事完成時（実績） | | | 官単価※（最終） | 備考 |
| | | | 数量 | 単価 | メーカ名 | 現在の利用状況 | 数量 | 単価 | メーカ名 | | |
| 掘削機 | 0.2～0.45m³ | 台 | 10 | | ○○○ | 4台空 | 2 | | ○○○ | | |
| 〃 | 0.7m³ | 〃 | 22 | | 〃 | 8台空 | 5 | | 〃 | | |
| 〃 | 0.7m³ | 〃 | 9 | | □□□ | 4台空 | 4 | | □□□ | | |
| 〃 | 1.2m³ | 〃 | 1 | | 〃 | 空 | 1 | | 〃 | | |
| 〃 | 1.6m³ | 〃 | 1 | | 〃 | 空 | 1 | | 〃 | | |
| ブルドーザ | D65px | 〃 | 3 | | ○○○ | 2台空 | 1 | | ○○○ | 25,100 | 供用日 |
| 不整地運搬車 | LD1000 | 〃 | 7 | | △△△ | 3台空 | 5 | | △△△ | 21,600 | 供用日 |
| 掘削機 | 0.25m³ | 〃 | 4 | | 〃 | 2台空 | 0 | | 〃 | 7,320 | 供用日 |
| 〃 | 0.45m³ | 〃 | 1 | | 〃 | 空 | 1 | | 〃 | 13,000 | 供用日 |
| 〃 | 0.7m³ | 〃 | 6 | | 〃 | 3台空 | 1 | | 〃 | 18,100 | 供用日 |
| 不整地運搬車 | LD700 | 〃 | 1 | | 〃 | 空 | 1 | | 〃 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

別紙様式－０－７

【比較表－６】

# 労務者の確保計画の比較表

| | |
|---|---|
| 記入要領 | 1) 下請け労務者と自社労務者を下記のように区分して下さい。<br>・下請け労務者は( )なしで記入する。<br>・自社労務者は( )内に記入する。<br>2) 下請け会社との関係も明記する。<br>3) 労務単価は必ず記入する。<br>4) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。<br>5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。 |
| 工事名 | ○○道路改良工事 |

| 工種 | 職種 | 入札時(当初の予定) | | | 工事完成時(実績) | | | ※<br>官単価<br>(最終) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 単価 | 員数 | 下請け会社との関係<br>下請け会社名等 | 単価 | 員数 | 下請け会社との関係<br>下請け会社名等 | | |
| 道路土工、地盤改良工 | オペレーター | | | | | | | 17,716 | |
| | | (17,000) | (320) | 自社 | | 472 | 自社 | | |
| 道路土工 | 運転手 | 17,000 | 220 | ○○運輸(株) | | 102 | ○○運輸(株) | 17,716 | |
| | | | | 同族会社 | | | 同族会社 | | |
| 排水構造物工 | オペレーター | (17,000) | (60) | 自社 | | | 自社 | 17,716 | |
| | 普通作業員 | (15,000) | (225) | 自社 | | 138 | 自社 | 14,626 | |
| 植生工 | 法面工 | 18,000 | 225 | 協力会社 | | | 協力会社 | 18,746 | |
| | | | | ○○防災(株) | | 113 | ○○防災(株) | | |
| 仮設工 | 普通作業員 | | | | | | | 14,626 | |
| | | (15,000) | (7) | 自社 | | 20 | 自社 | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

別紙様式－０－８
【比較表－７】

# 工種別労務者配置計画の比較表

| 記入要領 | 1) 職種名は例示したものなので、該当する職種名に変更して記入して下さい。<br>2) 世話役が、他の工種または他の工事と兼任している場合、正当な人数になるように按分してください。<br>3) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。 |
|---|---|
| 工事名 | ○○道路改良工事 |

| 工種 | 種別 | 入札時（当初の予定） | | | | | | 工事完成時（実績） | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 配置予定人数 | | | | | 計 | 配置人数 | | | | | 計 | |
| | | 世話役 | 普通作業員（特殊含） | 配管工 | 電工 | オペ | | 世話役 | 普通作業員（特殊含） | 配管工 | 電工 | オペ | | |
| （例）土工事 | 床掘工・埋戻工・残土処理 | 1 | 2 | | | 2 | 5 | | | | | | | |
| 土工事 | 地盤改良工・掘削工・路体盛土工・残土処理工 | 1 | 1 | | | 8 | 10 | 1 | 1 | | | 8 | 10 | |
| 土工事 | 法面整形工 | 1 | 1 | | | 2 | 4 | 1 | 1 | | | 2 | 40 | |
| 法面工 | 植生基材吹付工 | 1 | 4 | | | 1 | 6 | 1 | 5 | | | 1 | 7 | |
| カルバート工 | BOX工 | 1 | 4 | | | 1 | 6 | 1 | 3 | | | 1 | 5 | |
| 排水構造物工 | 側溝工、集水桝工 | 1 | 3 | | | 1 | 5 | 1 | 3 | | | 1 | 5 | |
| 仮設工 | 仮水路工 | 1 | 4 | | | 1 | 6 | 1 | 3 | | | 2 | 6 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

別紙様式－０－９

【比較表－８】

建設副産物の搬出等の比較表

| 記入要領 | 1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。<br>2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加して記入して下さい。<br>3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみに要した価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。<br>4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 工事名 | ○○道路改良工事 | | | | | |
| 建設副産物の名称 | 入札時(当初の予定) | | 工事完成時(実績) | | 官積算価格※<br>(最終) | 備考 |
| | 受け入れ予定箇所 | 受け入れ価格 | 受け入れた箇所 | 受け入れた価格 | | |
| コンクリート塊 | ○○アスコン | 2300／t | ○○アスコン | 1700／t | 2300／t | |
| | | | | | | |
| アスファルト・コンクリート塊 | ○○アスコン | 2000／t | ○○アスコン | 1500／t | 1500／t | |
| | | | ○○アスコン | 3000／t | 2800／t | 有筋 |
| 建設発生木材 | 無し | | | | | |
| | | | | | | |
| 建設発生土 | 無し | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

別紙様式－０－１０

# 【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳　　注）消費税抜きで記入してください　　金額単位：千円

| 費目 | 元請+元請外注 | 元　請 | 元請外注合計 | 1 ○○建設 道路土工 | 2 ロコ建設 排水構造物工 | 3 ○○防災 法面工 | 4 ○○運輸 道路土工 | 5 ○○興業 交通誘導 | 6 ○○地質 地質調査・試験 | 7 ○○森林 伐採工 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① 直接工事費 | 50,972 | 17,009 | 33,963 | 20,914 | 1,441 | 8,600 | 2,850 | 0 | 0 | 158 |
| (1) 材料費 | 25,562 | 13,632 | 11,930 | 5,857 | 137 | 4,954 | 982 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 労務費 | 15,232 | 0 | 15,232 | 9,290 | 1,248 | 2,826 | 1,730 | 0 | 0 | 138 |
| (3) 機械機具等損料 | 9,431 | 2,643 | 6,788 | 5,754 | 56 | 820 | 138 | 0 | 0 | 20 |
| (4) 貸与機械等現場修理・管理費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (5) 直接経費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| A 特許使用料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B 光熱電力使用料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (6) 特殊経費 | 747 | 734 | 13 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 間接工事費 | 19,683 | 11,896 | 7,787 | 1,086 | 759 | 3,250 | 1,080 | 1,009 | 320 | 283 |
| (1) 共通仮設費 | 8,069 | 4,710 | 3,359 | 1,889 | 120 | 452 | 0 | 898 | 0 | 0 |
| イ 運搬費 | 2,380 | 70 | 2,310 | 1,750 | 120 | 440 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| A 器機材 | 250 | 70 | 180 | 80 | 60 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1 仮設材① | 100 | 0 | 100 | 0 | 60 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 仮設材② | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 仮設材③ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 敷鉄板類 | 150 | 70 | 80 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 橋梁等架設支保工 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6 橋梁用架設タワー等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7 橋梁用仮設桁設備 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8 積み込み取り卸し費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 9 トンネル用スライドセントル | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 10 その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B 建設機械20t未満 | 1,120 | 0 | 1,120 | 660 | 60 | 400 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ① 自走・貨物自動車等による運搬 | 1,080 | 0 | 1,080 | 620 | 60 | 400 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 日々回送による運搬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 現場内小運搬 | 40 | 0 | 40 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| C 建設機械20t以上 | 1,010 | 0 | 1,010 | 1,010 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ① 貨物自動車等 による運搬 | 980 | 0 | 980 | 980 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 自走 による運搬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 日々回送による運搬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ④ 現場内小運搬 | 30 | 0 | 30 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ロ 準備費 | 699 | 699 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| A 準備・測量等 | 673 | 673 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B その他 | 26 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ハ 事業損失防止施設費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ニ 安全費 | 1,373 | 451 | 922 | 24 | 0 | 0 | 0 | 898 | 0 | 0 |
| 安全留意度「建設工事公衆災害防止対策要綱」について選択 | | 2 通常の安全対策 | | | | | | | | |
| A 安全管理費 | 147 | 123 | 24 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ① 工事区域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要した費用（稼働日の保安要員等の費用を含む） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 不稼働日の保安要員等の費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード等の安全施設類の設置、撤去、補修に要した費用及び使用期間中の損料 | 102 | 102 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ④ 夜間作業を行う場合における照明に要した費用 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤ 酸素欠乏症の予防に要した費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑥ 河川、海岸工事における救命艇に要した費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑦ 粉塵作業の予防に要した費用 | 24 | 0 | 24 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑧ 長大トンネル等における防火安全対策に要した費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑨ 安全用品等の費用 | 19 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑩ 安全委員会等に要した費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑪ 国土交通省（運輸）発注工事における再圧装置設置、撤去、維持管理に要した費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B 交通誘導員等 | 898 | 0 | 898 | 0 | 0 | 0 | 0 | 898 | 0 | 0 |
| C 鉄道空港安全管理 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| D 美装化等 | 324 | 324 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| E 高圧作業予防 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| F 航路安全標識・警戒船 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| G ダム発破・監視費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H その他 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ホ 役務費 | 159 | 159 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| A 土地の借上費 | 159 | 159 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B 電力用水等基本料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ヘ 技術管理費 | 2,700 | 2,688 | 12 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| A 品質管理費等 | 69 | 69 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B 特別な品質管理 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| C 現場条件等費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| D 品質証明(社内検査)に要した費用 | 300 | 300 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| E 各種調査等 | 320 | 320 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| F 各種台帳等 | 12 | 0 | 12 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| G その他 | 1,999 | 1,999 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ト 営繕費 | 758 | 643 | 115 | 115 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| A 建物費 | 224 | 224 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B 借上費 | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| C 宿泊費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| D 労働者送迎費 | 115 | 0 | 115 | 115 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| E 監督員詰所等 | 65 | 65 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| F 美装化等1 | 254 | 254 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| G 美装化等2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| I 労働者海上輸送費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| チ その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| リ 技術者間接費(電気工事、光ケーブル工事の場合) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 補償費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 現場管理費 | 11,614 | 7,186 | 4,428 | −803 | 639 | 2,798 | 1,080 | 111 | 320 | 283 |
| イ 労務管理費 | 528 | 183 | 345 | 20 | 161 | 151 | 0 | 2 | 0 | 11 |
| ロ 安全訓練等費用 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| A 安全・衛生に要した費用 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B 研修訓練等に要した費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ハ 租税公課 | 64 | 47 | 17 | 15 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ニ 社員等従業員給料手当 | 8,367 | 4,917 | 3,450 | 1,001 | 960 | 359 | 792 | 33 | 214 | 91 |
| ホ 退職金 | 9 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 5 |
| ヘ 保険料 | 208 | 0 | 208 | 102 | 0 | 3 | 93 | 0 | 5 | 5 |
| ① 火災保険 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 工事保険 | 88 | 0 | 88 | 88 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 自動車保険 | 109 | 0 | 109 | 8 | 0 | 3 | 93 | 0 | 0 | 5 |
| ④ 組立保険 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤ 法定外の労災保険 | 10 | 0 | 10 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| ⑥ その他損害保険 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| ト 法定福利費 | 2,594 | 1,168 | 1,426 | 624 | 223 | 255 | 172 | 76 | 31 | 45 |
| A 労災保険料 | 539 | 497 | 42 | 0 | 0 | 30 | 0 | 0 | 1 | 11 |
| B 雇用保険料 | 189 | 43 | 146 | 70 | 22 | 12 | 30 | 7 | 2 | 3 |
| C 健康保険料 | 670 | 135 | 535 | 257 | 79 | 84 | 65 | 26 | 9 | 15 |
| D 厚生年金保険料 | 896 | 193 | 703 | 297 | 122 | 129 | 77 | 43 | 19 | 16 |
| E 建退共制度掛金 | 300 | 300 | | | | | | | | |
| F 船員保険料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| チ 福利厚生費 | 285 | 41 | 244 | 185 | 0 | 0 | 48 | 0 | 0 | 11 |
| リ 補償費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ヌ 通信交通費 | 394 | 290 | 104 | 12 | 0 | 49 | 0 | 0 | 43 | 0 |
| ル 交際費 | 26 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ヲ 寄付金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ワ その他 | 623 | 504 | 119 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 23 | 94 |
| カ 外注一般管理費等 | −1,494 | | −1,494 | −2,764 | −707 | 1,981 | −25 | 0 | 0 | 21 |
| ③ 外注費(下請欄は、外注一般管理費等の自動計算値) | | 41,750 | 外注一般の計算値=> | −2,764 | −707 | 1,981 | −25 | 0 | 0 | 21 |
| ④ 一般管理費等　自動計算値＝−1355 | −1,355 | −1,355 | | | | | | | | |
| ⑤ 鋼橋等工場製作費(電気工事・光ケーブル工事の場合は、機器費) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑥ 別途調査等工事価格 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑦ 工事価格 | 69,300 | 69,300 | 41,750 | 22,000 | 2,200 | 11,850 | 3,930 | 1,009 | 320 | 441 |
| ⑧ 消費税相当額(下請欄は、下請工事価格の自動計算値) | 3,465 | 3,465 | 工事価格の計算値=> | 22,000 | 2,200 | 11,850 | 3,930 | 1,009 | 320 | 441 |
| ⑨ 工事請負金額 | 72,765 | 72,765 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑩ 営繕費のうち、地代に要した費用 | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑪ 準備費のうち伐開・除根等に要した費用 | 441 | 441 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑫ 仮設費（直工）にてｲﾒｰｼﾞｱｯﾌﾟに要した費用 | 849 | 849 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑬ 二次下請負者の数 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑭ 二次下請負者の外注一般管理費等の合計 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑮ 二次下請負者への発注工事価格の合計 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| ⑯延実人員数と作業日数 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 労働者延人員 | 896 | 16 | 880 | 492 | 78 | 113 | 106 | 80 | 0 | 11 |
| (2) (1)のうち通勤労働者延人員 | 896 | 16 | 880 | 492 | 78 | 113 | 106 | 80 | 0 | 11 |
| (3) 技能関係等従事者延人員 | 393 | 192 | 201 | 70 | 60 | 0 | 48 | 4 | 14 | 5 |
| (4) 技術事務関係社員等従業員延人員 | 17 | 0 | 17 | 0 | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (5) 作業日数 | | | 222 | 70 | 45 | 16 | 48 | 26 | 14 | 3 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑰ 現場管理費_その他のうち、事務用品費に要した費用 | 349 | 348 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| ⑱ 現場管理費_その他のうち、動力・用水光熱費に要した費用 | 13 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

別紙様式－１

提出日：令和　　年　　月　　日

# Ｖ　Ｅ　提　案　書

支出負担行為担当官
　　関東地方整備局長　殿

受注者
　住所
　氏名　　印

契約書第１９条の２に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

| | |
|---|---|
| 工 事 件 名：<br><br>契約締結日： | 連絡者<br>　氏名<br>ＴＥＬ<br>ＦＡＸ |

ＶＥ提案の概要　　注）記入欄が不足する場合には、様式－○の２として追記して下さい。なお、概算低減額は提案を審査する上で参考とするものです。

| 番　号 | 項　目　内　容 | 概算低減額：千円 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 概　算　低　減　額　合　計 | | |

別紙様式－２

| 番　号 | | 項目内容 | |
|---|---|---|---|

| （１）設計図書の定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比 | |
|---|---|
| 【現状】・・・・略図等 | 【改善案】・・・・略図等 |

| （２）提案理由 |
|---|
| |

| （３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入） |
|---|
| |

| （４）品質保証の証明（品質保証書の添付等） |
|---|
| |

| （５）その他 |
|---|
| |

別紙様式－３

| 番　号 | | 項目内容 | |
|---|---|---|---|

ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠

| 【現状】 | | | | | 単位：千円 | 【改善案】 | | | | | 単位：千円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 名称 | 規格等 | 単位 | 数量 | 単　価 | 金　　額 | 名称 | 規格等 | 単位 | 数量 | 単　価 | 金　　額 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

別紙様式－４

| 番　号 | | 項目内容 | |
|---|---|---|---|

(1)工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

(2)ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式－５

号
令和　　年　　月　　日

# Ｖ　Ｅ　提　案　採　否　通　知　書

○　○　○　○　殿

支出負担行為担当官
関東地方整備局長　　印

特記仕様書「第４４条　ＶＥ提案について」に基づき、令和　年　月　日付けで提出されましたＶＥ提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

| | |
|---|---|
| 工 事 件 名：<br>契約締結日： | ＶＥ提案項目数：<br>採用項目数：<br>不採用項目数： |

ＶＥ提案に対する「採否」及びその理由

| 番　号 | 項　　目　　内　　容 | 概算低減額：千円 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

（注）採否に関する問い合わせ先

別紙様式ー6

# 工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

**※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること**

**※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること**　　**▼不要**

| 工事関係書類 | | | | | | 工事関係書類の標準様式（案）（様式No） | 作成書類役割分担 | | 発注者作成書類の位置づけ | | 受注者作成書類の位置付け | | | | | | 工事書類作成媒体の事前協議 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | 指示 | 通知 | 提出 | | | 提示 | | | | | |
| 作成時期 | 種別 | | No. | 書類名称 | 書類作成の根拠 | | 発注者 | 受注者 | 受注者 | 受注者 | 監督職員 | 契約担当課 | 発注担当課 | 受注者保管 | 監督職員へ連絡 | 監督職員へ納品 | 電子☆ | 紙◎ | |
| 工事着手前 | 作成書類の役割分担 | 設計審査会で確認 | 1 | 【事例】<br>工事のお知らせ（自治会、住民等への周知） | 共通仕様書1-1-1-37-7 | ー | | ○ | | | | | | ○ | | | | | 令和○年○月○日設計審査会で確認 |
| | | | 2 | 【事例】<br>関係機関（○○○）協議結果に基づく届出 | 共通仕様書1-1-1-37-2 | ー | | ○ | | | | | | ○ | | | | | 令和○年○月○日設計審査会で確認 |
| | | | 3 | 【事例】<br>土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出 | 土壌汚染対策法第4条1項 | ー | ○ | | | ○ | | | | | | | | | 土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出 |
| | | | 4 | 【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】<br>関係機関（○○○）との設計・施工協議 | 河川法、道路法、道路交通法等の個別法 | ー | ○ | | | ○ | | | | | | | | | 令和○年○月○日設計審査会で確認 |
| | | | 5 | 【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】<br>占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分 | 河川法、道路法 | ー | ○ | | | ○ | | | | | | | | | 令和○年○月○日設計審査会で確認 |
| | | | 6 | 【事例】<br>設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料 | 共通仕様書1-1-1-3-2 | ー | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 令和○年○月○日設計審査会で確認 |
| | | | 7 | 【事例】<br>設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正） | 共通仕様書1-1-1-15 | ー | ○ | | ○ | | | | | | | | | | 令和○年○月○日設計審査会で確認<br>個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定<br>（受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する。） |
| | 契約図書 | 契約書 | 8 | 工事請負契約書 | ー | ー | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 設計図書 | 9 | 共通仕様書 | ー | ー | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | | 10 | 特記仕様書 | ー | ー | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | | 11 | 発注図面 | ー | ー | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | | 12 | 現場説明書 | ー | ー | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | | 13 | 質問回答書 | ー | ー | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | | 14 | 工事数量総括表 | ー | ー | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 契約関係書類 | | 15 | 現場代理人等通知書 | 工事請負契約書第10条1項 | 様式ー1 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | | | 16 | 請負代金内訳書 | 工事請負契約書第3条1項<br>共通仕様書3-1-1-1 | 様式ー2 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | 契約書を作成する全ての工事 |
| | | | 17 | 工事工程表 | 工事請負契約書第3条1項 | 様式ー3 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | | | 18 | 掛金収納書（電子申請方式） | 現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)<br>共通仕様書1-1-1-42-5 | 様式ー4 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | 電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けた上、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。 |
| | | | 19 | 建退共証紙受払簿 | 現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号) | ー | | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| | | | 20 | 工事別共済証紙受払簿 | 現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号) | ー | | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| | | | 21 | 掛金充当実績総括表 | 現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号) | ー | | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| | | | 22 | 被共済者就労状況報告書 | 現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号) | ー | | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| | | | 23 | 掛金充当書 | 現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号) | ー | | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| | | | 24 | 請求書（前払金） | 工事請負契約書第34条1項 | 様式ー5 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | | | 25 | VE提案書（契約後VE時） | 特記仕様書 | 様式ー6 | | ○ | | | | | ○ | | | | | | 契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。 |
| | その他 | | 26 | 品質証明員通知書 | 共通仕様書3-1-1-6-(5) | 様式ー7 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 契約図書で規定された場合に提出する。 |
| | | | 27 | 再生資源利用計画書<br>ー建設資材搬入工事用ー | 共通仕様書1-1-1-19-4 | ー | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。 |
| | | | 28 | 再生資源利用促進計画書<br>ー建設副産物搬出工事用ー | 共通仕様書1-1-1-19-5 | ー | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。 |
| | | | 29 | 建設発生土搬出調書 | 特記仕様書 | ー | | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| | | | 30 | 建設発生土搬出のお知らせ | 「建設発生土の搬出先への情報提供について」(H10.1.27付建開技調第8号の2) | ー | | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| | 工事書類 | 1施工計画 ①施工計画 | 31 | 施工計画書 | 共通仕様書1-1-1-4-1 | ー | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出<br>重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。 |
| | | | 32 | ISO9001品質計画書 | H16.9.1付国官技第117号 | ー | | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| | | | 33 | 設計図書の照査確認資料<br>（契約書18条に該当する事実があった場合） | 共通仕様書1-1-1-3-2 | ー | | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| | | | 34 | 工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置） | 共通仕様書1-1-1-39-1 | ー | | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| | | | 35 | 工事測量結果（設計図書との照合）<br>（設計図書と差異有り） | | ー | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。 |
| | | 2施工体制 ②施工体制 | 36 | 施工体制台帳 | 共通仕様書1-1-1-10-1 | ー | | ○ | | | ○ | | | | | | | | ・「『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。<br>・建設業及び警備業以外は不要 |
| | | | 37 | 施工体系図 | 共通仕様書1-1-1-10-2 | ー | | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| | | | 38 | 作業員名簿 | 「『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号） | ー | | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| 施工中 | | 3施工状況 ③施工管理 | 39 | 工事打合せ簿（指示） | 共通仕様書1-1-1-2-15 | 様式ー9 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | | 40 | 工事打合せ簿（協議） | 共通仕様書1-1-1-2-17 | 様式ー9 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要 |
| | | | 41 | 工事打合せ簿（承諾） | 共通仕様書1-1-1-2-16 | 様式ー9 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| | | | 42 | 工事打合せ簿（提出） | 共通仕様書1-1-1-2-18 | 様式ー9 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| | | | 43 | 工事打合せ簿（報告） | 共通仕様書1-1-1-2-20 | 様式ー9 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| | | | 44 | 工事打合せ簿（通知） | 共通仕様書1-1-1-2-21 | 様式ー9 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| | | | 45 | 材料確認書 | 共通仕様書2-1-2-4 | 様式ー10 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要 |
| | | | 46 | 材料納入伝票 | 共通仕様書2-1-2-1 | ー | | ○ | | | | | | ○ | | | | | 設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。 |

# 工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

**※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること**

**※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること**

▼不要

| 工事関係書類 | | | | | | | 工事関係書類の標準様式（案）（様式No） | 作成書類役割分担 | | 発注者作成書類の位置づけ | | 受注者作成書類の位置付け | | | | | | 工事書類作成媒体の事前協議 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 作成時期 | 種別 | | | No. | 書類名称 | 書類作成の根拠 | | 発注者 | 受注者 | 指示 | 通知 | 提出 | | | 提示 | 監督職員へ連絡 | 監督職員へ納品 | 電子☆ | 紙◎ | |
| | | | | | | | | | | 受注者 | 受注者 | 監督職員 | 契約担当課 | 発注担当課 | 受注者保管 | | | | | |
| 施工中 | 工事書類 | 3施工状況 | ③施工管理 | 47 | 段階確認書 | 共通仕様書3-1-1-4-6-3 | 様式－11 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | ・契約図書で規定された場合のみ対象<br>・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。<br>・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等 は不要<br>・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。 |
| | | | | 48 | 確認・立会依頼書 | 共通仕様書3-1-1-4-1 | 様式－12 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | ・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。<br>・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要<br>・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。 |
| | | | | 49 | 休日・夜間作業届 | 共通仕様書1-1-1-38-2 | － | | ○ | | | | | | | ○ | | | | 週間工程会議やASPにより事前連絡する。<br>ただし、現道上の工事については「提出」とする。 |
| | | | ④安全管理 | 50 | 安全教育訓練実施資料 | 共通仕様書1-1-1-28-11 | － | | ○ | | | | | | ○ | | | | | 監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要 |
| | | | | 51 | 工事事故速報 | 共通仕様書1-1-1-31 | 様式－13 | | ○ | | | ○ | | | | ○ | | | | 事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。 |
| | | | | 52 | 工事事故報告書 | 共通仕様書1-1-1-31 | － | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 事故報告書はSAS（建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。 |
| | | | ⑤工程管理 | 53 | 工事履行報告書 | 工事請負契約書第11条<br>共通仕様書1-1-1-25 | 様式－14 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。 |
| | | | ⑥品質管理 | 54 | 品質規格証明資料 | 共通仕様書2-1-2-1 | － | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む） |
| | 契約関係書類 | 中間前払金 | | 55 | 認定請求書 | 工事請負契約書第35条4項 | 様式－15 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | | | | 56 | 請求書（中間前払金） | 工事請負契約書第35条3項 | 様式－5 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | | 完済部分検査 | | 57 | 指定部分完成通知書 | 工事請負契約書第39条1項 | 様式－16 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | | | | 58 | 指定部分引渡書 | 工事請負契約書第39条1項 | 様式－17 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | | | | 59 | 請求書（指定部分完済払金） | 工事請負契約書第39条1項 | 様式－5 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | | | | 60 | 出来高内訳書 | 工事請負契約書第38条2項<br>共通仕様書1-1-1-22-2 | 様式－18 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| | | 既済部分検査 | | 61 | 請負工事既済部分検査請求書 | 工事請負契約書第38条2項 | 様式－19 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | | | | 62 | 出来形報告書<br>（数量内訳書、出来形図） | 共通仕様書3-1-1-8-6 | － | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 中間技術検査時にも提出する。 |
| | | | | 62 | 出来高内訳書 | 工事請負契約書第38条2項<br>共通仕様書1-1-1-22-2 | 様式－18 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| | | | | 63 | 請求書（部分払金） | 工事請負契約書第38条5項 | 様式－5 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | | 修補 | | 64 | 修補完了届 | 工事請負契約書第32条1項<br>工事請負契約書第32条6項 | 様式－21 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | | 部分使用 | | 65 | 部分使用承諾書 | 工事請負契約書第34条1項 | 様式－22 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | 部分使用がある場合に提出する。 |
| | | 工期延期 | | 66 | 工期延期願 | 工事請負契約書第18条～22条 | 様式－23 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | 工期延期が発生する場合に提出する。 |
| | | 支給品 | 支給品 | 67 | 支給品受領書 | 工事請負契約書第15条3項 | 様式－24 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 支給品を受領した場合に提出する。 |
| | | | | 68 | 支給品精算書 | 共通仕様書1-1-1-17-3 | 様式－25 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 支給品がある場合に提出する。 |
| | | | 建設機械 | 69 | 建設機械使用実績報告書 | 共通仕様書1-1-1-17-5 | 様式－26 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 建設機械の貸与がある場合に提出する。 |
| | | | | 70 | 建設機械借用・返納書 | 工事請負契約書第15条3項 | 様式－27 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 建設機械の貸与がある場合に提出する。 |
| | | 現場発生品 | | 71 | 現場発生品調書 | 共通仕様書1-1-1-18 | 様式－28 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 現場発生品がある場合に提出する。 |
| | | その他 | | 72 | 産業廃棄物管理表（マニフェスト） | 共通仕様書1-1-1-19-2 | － | | ○ | | | | | | ○ | | | | | ・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要 |
| | | | | 73 | 建設発生土搬出調書 | 特記仕様書 | － | | ○ | | | | | ○ | | | | | | |
| | | | | 74 | 建設発生土搬出のお知らせ | 特記仕様書 | － | | ○ | | | | | ○ | | | | | | |
| | | | | 75 | 新技術活用関係資料 | 特記仕様書 | － | | ○ | | | | | ○ | | | | | | 新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。 |
| 工事完成時 | 契約関係書類 | | | 76 | 完成通知書 | 工事請負契約書第32条1項 | 様式－29 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | | | | 77 | 引渡書 | 工事請負契約書第32条4項 | 様式－30 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | | | | 78 | 請求書（完成代金） | 工事請負契約書第33条1項 | 様式－5 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | 工事書類 | | | 79 | 出来形管理図表 | 共通仕様書1-1-1-24-8 | 様式－31 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | ・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。<br>・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。<br>・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要 |
| | | | | 80 | 品質管理図表 | 共通仕様書1-1-1-24-8 | 様式－32 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | ・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。<br>・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。<br>・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要 |
| | | | | 81 | 品質証明書 | 共通仕様書3-1-1-6-(1) | 様式－33 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | ・契約図書で規定された場合に提出する。<br>・品質証明に関する添付書類は提出不要 |
| | | | | 82 | 工事写真 | 共通仕様書1-1-1-24-8 | － | | ○ | | | ○ | | | | | | ☆ | | ・工事写真の撮影に当たっては、写真管理基準（案）を適用する。<br>・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき提出する。<br>・紙の工事写真帳の提出不要<br>・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略<br>・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要 |
| | | | | 83 | 総合評価実施報告書 | 総合評価落札方式の実施について（H12.9.20付建設省厚契発第30号） | － | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。 |
| | | | | 84 | 創意工夫・社会性等に関する実施状況 | 特記仕様書<br>共通仕様書3-1-1-10 | 様式－34 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。<br>1工事につき最大10項目までの提出とする。 |
| | 工事完成図書 | | | 85 | 工事完成図 | 共通仕様書1-1-1-20<br>共通仕様書3-1-1-7 | － | | ○ | | | ○ | | | | | ○ | ☆ | | ・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。 |
| | | | | 86 | 工事管理台帳 | 共通仕様書3-1-1-7<br>特記仕様書 | － | | ○ | | | ○ | | | | | ○ | ☆ | | ・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。 |
| | その他 | | | 87 | 再生資源利用実施書<br>－建設資材搬入工事用－ | 共通仕様書1-1-1-19-6 | － | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。 |
| | | | | 88 | 再生資源利用促進実施書<br>－建設副産物搬出工事用－ | 共通仕様書1-1-1-19-6 | － | | ○ | | | ○ | | | | | | | | 該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。 |
| 工事完成後 | その他 | | | 89 | 低入札価格調査<br>（間接工事費等諸経費動向調査票） | 共通仕様書1-1-1-13-5-3 | － | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | 「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。 |

別紙様式－７

# 工　期　通　知　書

平成○○年○○月○○日

（分任）支出負担行為担当官
○○　○○　様

住所
商号又は名称
氏名　　印

次のとおり工期を定めたので通知します。

| | |
|---|---|
| 工　　事　　名 | ○○○○工事 |
| 工　事　場　所 | ○○県○○市○○ |
| 契約予定年月日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 工 事 の 始 期 | 平成　　年　　月　　日 |
| 工　　期 | 工　事　の　始　期　か　ら<br>（○○○日間）<br>平成　　年　　月　　日　まで |

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

# 【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

別記様式－8

## ●基本情報

| | |
|---|---|
| 工事名 | |
| 会社名 | |
| 担当者名 | |
| 連絡先 | |
| アドレス | |

## ●遠隔臨場を適用した項目

| No. | 適用種別<br>（選択） | 工　種<br>（自由記述） | 細　別<br>（自由記述） | 確認時期<br>（自由記述） | 確認項目<br>（自由記述） | 適用理由<br>（自由記述） | その他意見<br>（自由記述） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 記入例 | 段階確認 | 矢板工 | 鋼矢板 | 打込時 | 長さ | ・検尺及び目視確認が可能だったため<br>・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

## ●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

| No. | 適用種別<br>（選択） | 工　種<br>（自由記述） | 細　別<br>（自由記述） | 確認時期<br>（自由記述） | 確認項目<br>（自由記述） | 適用理由<br>（自由記述） | その他意見<br>（自由記述） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 記入例 | 段階確認 | 掘削工 | | 土質の変化した時 | 土質、変化位置 | ・土(岩)質の確認は映像では困難のため | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

## ●遠隔臨場に使用した機器

| No. | 機器構成<br>（選択） | 遠隔臨場システムの名称<br>（自由記述） | 遠隔臨場システムのメーカー名<br>（自由記述） | 監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否<br>（つながる or つながらない） |
|---|---|---|---|---|
| 記入例 | パッケージシステム | Generation-eye | （株）Atos | つながらない |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。